子ども・子育て関連3法に係る政省令・告示の公布について (7月末以降公布分)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第300号)

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

(平成26年文部科学省令第23号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働 大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の全部を改 正する告示

(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)

政省令・告示の主な内容について

法令名	主な内容
児童福祉法施行令等の一部を改正する政	児童福祉法施行令の一部改正
\$	・保育所又は家庭的保育事業等の認可に係る申請者の欠格
	事由に係る規定の整備
	その他の政令の一部改正について
	・地方自治法施行令の一部改正(児童福祉法の規定による
	措置に係る費用についても都道府県が 1/4 を負担)
	・社会福祉法施行令の一部改正(小規模保育事業について
	利用定員 10 人以上の事業について人数要件の特例を規定)
幼稚園設置基準の一部を改正する省令	幼保連携型認定こども園に関する事項の削除、用語の整理
就学前の子どもに関する教育、保育等の総	幼保連携型認定こども園に関する事項の削除、用語の整理、
合的な提供の推進に関する法律第三条第	新幼保連携型認定こども園との並びの観点からの改正事項
二項及び第四項の規定に基づき文部科学	
大臣と厚生労働大臣とが協議して定める	
施設の設備及び運営に関する基準の全部	
を改正する告示	

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第三百号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号) び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)及 内閣は、子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)、就学前の子どもに関する教育、

(児童福祉法施行令の一部改正)

の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。 目次中「養育里親」を「事業、 養育里親」に改める。

第一条の二を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)第百三十一条及び第百三十二条の規定

児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) 第三十五条の規定

特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律第百三十四号) 第四十一条の規

五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成 十一年法律第五十二号) 第四条から第七条まで及び第十一条の規定 児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) 第三十一条の規定

児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号) 第十七条の規定

第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第六章の規定 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律

三十三条の規定 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第

九(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百七 号) 第三十七条の規定 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第八十三条から第八十五条までの規

平成 26 年 9 月 3 日 水曜日

第二十四条第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

も園法第二条第六項」に改める。 (平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項」を「認定こど

をいう。第二十七条の十八において同じ。)に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号」に改め、「第 障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者 四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。 第二十七条の十一において同じ。)又は指定 二において同じ。X 医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、指定障害児入所施設 (法第二十 者 (法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十 第二十五条の七第一項中「法第二十一条の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業

加え、 十四条の二十八第二項」の下に(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)」を 二十四条の九第二項」の下に(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)」を^第二 同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加

十二 認定こども園法

第二十五条の七第一項第八号の次に次の二号を加える。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童虐待の防止等に関する法律

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

十四 子ども・子育て支援法

第二十五条の七第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項に次の一号を加える。

前項各号に掲げる法律

用する場合を含む。)」を加え、労働に関する法律の規定であつて」を削り、もの」を「法律の規定」 場合を含む。)」を、第二十四条の二十八第二項」の下に(法第二十四条の二十九第四項において準 第二十五条の八中「第二十四条の九第二項」の下に「(法第二十四条の十第四項において準用する

るものを除く。)」を加え、同項各号を次のように改める。 第二十五条の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「(医療型児童発達支援を提供す

知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)

発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号)

第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

|十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 同項各号を次のように改める。

前項各号 (第三号を除く。)に掲げる法律 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号 (第八号を除く。)に掲げる法律

第二十七条を次のように改める。

官

第二十七条 削除

供するものを除く。)」を加え、同項各号を次のように改める。 十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。)を提 第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に (障害児入所医療 (法第二十四条の)

第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

第二十五条の十二第一項各号 (第三号を除く。)に掲げる法律

ように改める。 定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。)」を削り、同項各号を次の 第二十七条の十一第二項中「前項に掲げるもののほか、」及び(法第二十四条の二十第一項に規

第二十五条の七第一項各号及び第二項各号 (第八号を除く。)に掲げる法律

第二十五条の十二第一項各号 (第三号を除く。)に掲げる法律

をいう。)」を削り、同条各号を次のように改める。 第二十七条の十八中 (法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者

第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

第二十五条の十二第一項各号 (第三号を除く。)に掲げる法律

第四章の章名を次のように改める。

第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設

第三十五条を次のように改める。

第三十五条(法第三十四条の十五第三項第四号ロの政令で定める法律は、第二十五条の七第一項各 号 (第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。)に掲げる法律とする。

第三十五条の次に次の四条を加える。

第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号八の政令で定める法律の規定は、第二十五条の

第三十五条の三(法第三十四条の十五第三項第四号二の政令で定める使用人は、 八各号に掲げる規定とする。 申請者の行う家庭

第三十五条の四 市町村長は、当該職員をして、一年に一回以上、国及び都道府県以外の者が行う どうかを実地につき検査させなければならない。 家庭的保育事業等が法第三十四条の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているか 的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。

第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

児童扶養手当法

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

児童手当法

四三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号に掲げる法律

第三十六条の二(法第三十五条第五項第四号口の政令で定める法律は、次のとおりとする)

第三十六条の次に次の二条を加える。

学校教育法

教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号)

第二十五条の七第一項各号 (第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。)に掲げる法律

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号八の政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号 に掲げる規定とする。

び次条において同じ。)」を加える。 第三十七条中「設置する児童福祉施設」の下に (幼保連携型認定こども園を除く。 以下この条及

同条第三号の二中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改める。 的保育事業等」を、「入所定員」の下に「又は利用定員」を、「入所者」の下に「又は利用者」を加え、 第四十二条の二を削る。 第四十二条第三号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、児童福祉施設」の下に「又は家庭

第九号とし、同条第三号中「又は児童福祉施設」を「若しくは児童福祉施設の設置者又は家庭的保 「 児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行う場所が」を加え、同号を同条 を「若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者」に改め、、、又は」の下に 第四十三条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、同条第四号中「又は児童福祉施設」

育事業等を行う者」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、

こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。 事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十二条第一項の規定により、

づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基

は停止を命ぜられたとき。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又において同じ。)の設置者」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。第四十三条第一号中「児童福祉施設」の下に「(幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号

県若しくは」を削り、同条第三項中「都道府県又は」を削る。第四十四条の二第一項中「都道府県又は」を削り、同条第二項中「都道府県又は」及び「都道府

は「第六十一条第二項第一号」と「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と「都道 び第六項」を削り、の市町村」と」の下に「、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるの 号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受 三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改める。 第九項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」を「第三十四条の十八の二第一項及び第 都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」に改め、と読み替えるもの」を削り、同条 「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」を「法第五十六条の八第三項中、市町村長を経由し、 条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と」を加えて同条第四号中 府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同 三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と」を加え、「及 の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同条第六項中「第三十三条の十五第三項」の下に 理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由」を加えず第五十六条 「」と」に改め、小規模住居型児童養育事業を」を削り、都道府県を除く。)」と」の下に「、法第 「、第三十五条第六項」を加え、同条第七項中「並びに第五十五条」を「、第五十五条(法第五十 法第三十四条の十八の二」に改め、「検査」の下に「、法第五十五条の規定による法第五十一条第五 条第五号に係る部分を除く。)並びに第五十六条の八第六項」に改め、同条第八項中「。」と」を 第四十五条の三第一項中「家庭的保育事業に係る法第三十四条の十七」を「病児保育事業に係る

附則に次の一条を加える。

第五十二条 法附則第七十三条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二項 第二十四条第三項 対則第七十三条第一項の規定により読み替第二十四条第三項 第二十四条第三項 対則第七十三条第一項の規定により読み替第二十四条第三項 第二十四条第三項 対則第七十三条第一項の規定により読み替 第二十四条第三項 第二十四条第三項 第二十四条第三項 第二十四条第三項 第二十四条第三項 第二十四条第三項 第二十四条第三項 第二十四条第三項 おり			
第二十四条第三項	替える規定・読み	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第三項		第三項	られた第三項則第七十三条第一
第二十四条第三項		第二十四条第三項	
第二十四条第三項 対則第七十二		同条第四項	第二十四条第四項
	第四十六条の二	第二十四条第三項	られ第二 た第二

(地方自治法施行令の一部改正)

型認定こども園」を加える。総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する対育、保育等の第二条(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

同項第二十五号中「第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」に改め、同号を同項第二十七号 中「第三十五条」の下に「及び第五十八条第一項」を加え、同項第二十六号を同項第二十九号とし、 第九項」を「第六条の三第十三項」に、家庭的保育事業」を「病児保育事業」に、第三十四条の十 に改め、同項第十六号中「質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十七号中「第六条の三 を「第三十四条の十八の二第一項及び第三項」に「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改める。 改め、と読み替えるもの」を削り、同条第八項中「第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項」 とし、同号の次に次の一号を加える。 七」を「第三十四条の十八の二」に改め、質問等」の下に「に関する事務」を加え、同項第十八号 法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」に 都市以外の市町村」と」を加え、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」を 同 あるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定 二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」と 「、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と「第六十 とあるのは「、都道府県及び指定都市」と」を加え、「及び第六項」を削り、「の市町村」と」の下に 育事業を」を削り、「都道府県を除く。)」と」の下に「、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」 第五十六条の八第六項」に改め、同条第七項中「。」と」を「」と」に改め「小規模住居型児童養 六項中「並びに第五十五条」を「、第五十五条 (同法第五十一条第五号に係る部分を除く。)並びに に改め、同条第五項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第 規定による市町村整備計画の提出の経由」を加え、第五十六条の七」を「第五十六条の七第三項」 二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の 下に「、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の 事業」を「病児保育事業」に、第三十四条の十七」を「第三十四条の十八の二」に改め、「検査」の 第百七十四条の四十九の二第一項第十一号中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」 第百七十四条の二十六第一項中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、家庭的保育

る同法第五十九条の規定による質問等に関する事務第三十六条、第三十八条及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものを除く。)に係二十八《児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設(同法第六条の三第九項から第十二項まで、

め、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。項第二十二号中「、第五十六条の三、第五十八条及び第五十九条」を「及び第五十六条の三」に改第百七十四条の四十九の二第一項第二十四号を削り、同項第二十三号を同項第二十六号とし、同

受理に関する事務 一十四 児童福祉法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの

る事務二十五 児童福祉法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由に関す二十五 児童福祉法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由に関す

第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項に次の一号を加える。二十二の児童福祉法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担に関する事務

児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施設の設置に関する事務

とあるのは「第六十一条第一項」と「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と「第六十二条第一項」条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八町村」と、」の下に「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法」を加え「及び第六項」を削り、の市び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法」を加え「及び第六項」を削り、の市が都道府県」とあるのは「第三項中「おいては、児童福祉法」の下に「第三十四条の十八中「及

項の規定による第百七十四条の四十九の二第一項第十八号に」に改め、特定児童福祉施設」と」の 設」を「「第四項の規定による児童福祉施設」に、第百七十四条の四十九の二第一項に」を「第四 下に「、「第三十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八条の規定による同号に規 母子生活支援施設若しくは保育所」に改め、同条第三項中「第四十六条第四項」を「第三十五条第 の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、同法第五十八 同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六条 母子生活支援施設」と、同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、 設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び 同じ。)について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施 祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「(保育所を除く。以下この条において とあるのは「都道府県及び市町村」を「同法第五十六条の二第一項各号列記以外の部分中「児童福 ときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中」を加え、同条第四号中「市町村」 設が保育所である場合には三月前)」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとする 定する特定児童福祉施設」と」を加える。 六項」に改め、並びに」を削り、及び」」を「」と、並びに」とあるのは「及び」に、「児童福祉施 十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで (第三十九条の二を除く。)」とあるのは 条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五 村」と、児童福祉施設を」とあるのは「助産施設又は母子生活支援施設を」と、((当該児童福祉施 町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町 「、第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、児童福祉施設」とあるのは「助産施設、

第三条 生活保護法施行令 (昭和二十五年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。 (生活保護法施行令の一部改正)

第四条の二中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号

二十六 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)

官

を加える

第四条の二中第二十三号の次に次の一号を加える。 法律第七十七号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年

第四条の三中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を

二十九 子ども・子育て支援法

第四条の三中第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(社会福祉法施行令の一部改正)

社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

(消防法施行令の一部改正) 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の三第十項に規定する小規模保育事業

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正) 別表第一、「項八〇中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

のように改正する。 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次

第二条を次のように改める

(特定社会福祉事業)

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、次に掲げる事業とする 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の規定による認可を

る届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定によ

第七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改 (社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)」に改める。 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)及び子ども・ における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百七号)」を 「 、平成二十三 等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号)」を加え、及び平成二十三年度 第一条第一項中 (平成十七年法律第百二十三号)」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育

十三度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の下に「、子ども・子育て支援法」を加 の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「平成二 第十四条の二及び附則第三条中 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

第八条 介護保険法施行令 (平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。 (介護保険法施行令の一部改正) 第三十五条の二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。 |十三|| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年 法律第七十七号)

二十四 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)

第三十五条の五中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

るものとされた介護保険法施行令の一部改正) (健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す

第九条 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正す

_ + = 法律第七十七号) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年

第三十五条の二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える

二十四 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)

第三十五条の四中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

子ども・子育て支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正);

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成十八年政令第十 号)の一部を次のように改正する。 第二十二条第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に (療養介護を提供するものを除く。)」

を加え、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成

十一年法律第五十二号)

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法 律第七十七号) 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

第二十二条第一項に次の一号を加える

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第二十二条第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項に次の一号を加える。

前項各号に掲げる法律

を加え、同項各号を次のように改める。 第二十六条第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に (療養介護を提供するものを除く。)」

知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)

第二十二条第一項各号に掲げる法律 発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号)

一十六条第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、 健康保険法 同項各号を次のように改める。

第二十二条第一項各号及び第二項各号 (第八号を除く。)に掲げる法律

前項各号 (第三号を除く。)に掲げる法律

一十六条の十中「次のとおり」を「第二十二条第一項各号に掲げる法律」に改め、同条各号を

第二十六条の十六各号を次のように改める。

第二十二条第一項各号に掲げる法律

第二十六条第一項各号 (第三号を除く。)に掲げる法律

並びに第二項各号 (第八号を除く。)に掲げる法律」に改め、同条各号を削る。 第三十八条中「次のとおり」を「第二十二条第一項第一号から第四号まで、 第八号及び第十三号

第四十二条各号を次のように改める。

除く。)に掲げる法律 第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号 (第八号を

官

二 第二十六条第一項各号 (第三号を除く。)及び第二項第一号に掲げる法律

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、 公布の日から施行する。

(児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令を施行するために必要な条例の制定又は改正 2 その他の行為は、この政令の施行の日 (以下「施行日」という。)前においても行うことができる。 規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた音又は施行日以後にこれらの規定に規定す 第十号又は第十二号に係る部分に限る。)、第二十七条の十一第一項第一号 (同令第二十五条の七第 る法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者 条の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。)又は第三十五条の五第六号 (同令第 第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。)、第二十七条の十八第一号 (同令第二十五 十号又は第十二号に係る部分に限る。)若しくは第二項第二号 (同令第二十五条の七第一項第九号、 について適用する。 二十五条の七第一項第十二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの 一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。)若しくは第二項第二号 (同令第二十五条の七 項第九号、第十号若しくは第十二号若しくは第二項第八号 (同条第一項第九号、第十号又は第十 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四条第六号若しくは第七号、第二十五条の七第

(生活保護法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の生活保護法施行令第四条の二第二十四号又は第四条の三第二十 日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用す の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号)の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行 七号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

(消防法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。 関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、 るものにおける屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、消防機 及び同表は項イに掲げる防火対象物であって幼保連携型認定こども園の用途に供される部分が存す 律附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園に限る。以下この項において同じ。) 園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法 一条、第十二条、第十九条及び第二十二条から第二十五条までの規定にかかわらず、施行日から起 第五条の規定による改正後の消防法施行令別表第一<

「河八〇に掲げる幼保連携型認定こども

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第七条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条 (就学前の子どもに 関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に係る部分に限る。)、第十四条の二 (同法 より同法の規定により罰金の刑に処せられた者について適用する。 に係る部分に限る。)又は附則第三条 (同法に係る部分に限る。)の規定は、 施行日以後にした行為に

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条の 的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは五第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

るものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) (健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す

の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第七条 第九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項 第三十五条の四第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、 同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措

る法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。 の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定す 分に限る。)の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金 分に限る。)又は第二十六条の十六第一号 (同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部 でに係る部分に限る。)、第二十六条の十 (同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部 二号までに係る部分に限る。)若しくは第二項第二号 (同令第二十二条第一項第十号から第十二号ま 十二号までに係る部分に限る。)、第二十六条第一項第三号 (同令第二十二条第一項第十号から第十 施行令第二十二条第一項第十号から第十二号まで若しくは第二項第八号(同条第一項第十号から第 第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 新藤 義孝

厚生労働大臣 田村 憲久

正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改附(則 する省令を次のように定める。 をいう。以下同じ。)」を削る。 〇文部科学省令第二十三号 附則第四項から第六項までを削る。 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正

木曜日

告示を次のように定める。 平成二十六年七月三十一日

○文部科学省告示第二号内内閣府

供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議七号)第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十 して定める施設の設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第一号) の全部を改正する

文部科学大臣 国務大臣 菅 四路総理大臣臨時代理 国務大臣 憲博義 久文偉

厚生労働大臣

田村

四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第 営に関する基準

趣旨

第 第 職員資格 職員配置

第四 施設設備

教育及び保育の内容

第五 第六 管理運営等 子育て支援 保育者の資質向上等

供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提 この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)については 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。) 幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育

地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。 幼稚園型認定こども園

とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 次のいずれかに該当する施設をいう。 づく教育を行うほか、 当該教育のための時間の終了後、 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従って編成された教育課程に基 在籍している子どものうち保育を必要

れている施設であって、次のいずれかに該当するもの 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置さ

当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保され 一十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和

稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼

保育所型認定こども園

標が達成されるよう保育を行う保育所 以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳

地方裁量型認定こども園

標が達成されるよう保育を行う保育機能施設 以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳

して都道府県の条例で定めることとしたものである。 る。このため、法においては、認定こども園の認定の基準について、主務大臣が定める基準を参酌 このように多様な類型の認定こども園を認めると同時に、いずれの類型の認定こども園において 子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定こども園に求められる機能の質を確保する必要があ

定都市及び中核市が果たしている役割に鑑み、その意向に配慮すべきである。 なお、都道府県においてこの認定こども園の認定基準を定めるに際しては、 保育行政において指

木曜日

第二

- なければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。 の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「教育時 八以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置か 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満
- は三十五人以下を原則とする。 下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数 ついては、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以 育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)に 間相当利用児」という。)及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「教育及び保

職員資格

- する者は、 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事 保育士の資格を有する者でなければならない。
- なければならない 幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者で 育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保
- 三 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。た 免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 あって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員 だし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任 を幼稚園の教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者で
- る者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士 事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有す 方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地 従事する者とすることができる。 の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に 二の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事
- う管理及び運営を行う能力を有しなければならない。 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよ

- 建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては、 附属設備(以下「建物等」という。)が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、 法第三条第三項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその 次に掲げる要件を満たさなけ
- 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること

平成 26 年 7 月 31 日

- 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- ては四本文及び九)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。 定こども園の認定を受ける場合であって、四本文(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっ る基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認 子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表に掲げ 一歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の 認定こども園の園舎の面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満

学級数	面積(平方メートル)
一学級	180
二学級以上	320+100× (学級数-2)

認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

他の施設設備の面積を除く。)が二本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。 なければならない。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園 又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積(満三歳未満の子ど 戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その もの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、 三の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上で 遊

裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときは、 すときは、2の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方 育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1の基準を満た 三の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保 1の基準を満たす

満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

た面積以上であること。 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて1により算定した面積を加え

学級数	面	積(平方メートル)
二学級以下	330+30× (学級数-1)	
三学級以上	400+80× (学級数-3)	

を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件

- 子どもが安全に利用できる場所であること。
- 2 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- 五による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。
- り行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方 ついては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法によ 調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供に 等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で
- されていること。 面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養
- について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、 栄養士による必要な配慮が行われ
- 3 調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、

幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関

おいて、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うた めに必要な調理設備を備えなければならない。 幼稚園型認定こども園は、三の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合に 調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う

施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、三により置くものとされる 一歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、 一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。 ほふく室の面積は満二歳未満の子ど

厚生労働省 保育要領(平成二十六年文部科学省告示第一号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所内 閣 府 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育

ものでなければならない。 保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)に基づかなければならない。また、子どもの 日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮した

教育及び保育の基本及び目標

れなければならない。 おいて養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開さ の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭に 人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上 認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし

るように教育及び保育を提供しなければならない。 このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成され

木曜日

満たし、 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培う 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に 生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

もに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとと

ようにすること

を培うようにすること 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生え

言葉の感覚を養うようにすること。 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな

多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること

り具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期に しなければならない ふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるように 認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、 ょ

7

- 認定こども園として配慮すべき事項 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなけれ
- ばならない に配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいること
- ・・・・・・・・) 丁丁・引とドチ園ヨ女り拿いを皆まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教2(子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を考慮して展開していくこと 考慮して展開していくこと。
- 3 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図るこ 育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施する
- 育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保 項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならな 教育及び保育の計画並びに指導計画 また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意 認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事 教育及び保育を適切に展開しなければならない。
- 子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び
- どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をする 保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること 上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以
- 教育となることのないように配慮すること。 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期
- Л 環境の構成

次に掲げる点に留意しなければならない 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっ

- 的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。 ては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体 もについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについ 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、 満三歳未満の子ど
- 満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、 活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工 調和等の工夫をすること。 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生
- するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広が。 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成 るように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること
- よい教育及び保育の環境を創造すること。 置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともにより 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に

六

Ŧi.

ならない。 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければ日々の教育及び保育の指導における留意点

- て総合的な指導を行うこと。 1 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通し
- 家庭環竟等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の時生や課題に十分留意すること。 時に満三議2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、
- 3 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。 ま満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳

(号外第 171号)

- 動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。 一日の生活のリスムや利用時間が異なる子どもが共に過こすことを踏まえ、子どもに不安を
- 従事する者の指導等の工夫をすること。 体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主
- することにも配慮すること。 1 別幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、 1 別幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、 1 別幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、 1 別幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、
- ることから、一律とならないよう配慮すること。 るとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保す
- 留意すること。 況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう7 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状7

小学校教育との連携
小学校教育との連携
小学校教育との連携
の保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態上及び子育てを自ら実践する一力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する一また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する一また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する一

1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付

ポース 保育者の資質向上等

図らなければならない。 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を

- 様々な工夫を行うこと。
 重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、二)教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が
- 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- 対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。ながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に「認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につ

と。 や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させるこや地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させる能力。 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力

・ 子育て支援

らない。 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければな

- ども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こ子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、
- 関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専

八 管理運営等

- が定めなければならない。 時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長円 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八二

切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適が定めなければならない。

七

几 家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのな いよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得 また、認定こども園は、 地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮

しなければならない。

認定こども園は、 、耐震、 防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければな

Ŧi.

らない。 また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、 適

六 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果 切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である

旨の表示をしなければならない。

(施行期日) 附 則

報

認定こども園の職員配置については、

改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。 この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

施行日から起算して五年間は、第二の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する

なお従前の例によることができる。